

境港市民図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民サービスの向上を図るための新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資する目的で実施する境港市民図書館雑誌スポンサー制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の取扱について、境港市広告掲載等取扱要綱(平成19年4月1日施行。以下「広告要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 雑誌スポンサー制度とは、事業者又は団体(以下「事業者等」という。)に対し、有料で、境港市民図書館(以下「図書館」という。)に配架する雑誌のカバー(以下「雑誌カバー」という。)への事業者等の名称の表示及び広告の掲載並びに雑誌架(当該雑誌を配架する部分に限る。以下に同じ。)への広告の掲示(以下「雑誌カバーへの広告掲載等」という。)を行わせ、図書館利用者に供する制度をいう。

2 雑誌スポンサーとは、雑誌カバーへの広告掲載等を行う事業者等をいう。

3 雑誌スポンサー料とは、雑誌カバーへの広告掲載等の料金をいう。

(広告の規格等)

第3条 雑誌カバーへの広告掲載等の規格については、次の各号のとおりとする。

(1) 雑誌スポンサーの名称は、雑誌カバーの表面に、縦4センチメートル、横17センチメートル以内で表示する。

(2) 雑誌スポンサーの広告は、雑誌カバーの裏面及び雑誌架に、雑誌スポンサーが作成した印刷物(縦24センチメートル、横17センチメートル以内)を使用して掲載及び掲示する。この場合において、雑誌カバーの裏面に掲載する広告と雑誌架に掲示する広告とは、同一のものとする。

(3) 雑誌カバーへの広告掲載等を行う雑誌の配架位置は、図書館長が決定する。

(広告掲載等期間)

第4条 雑誌カバーへの広告掲載等を行うことができる期間(以下「広告掲載等期間」は、雑誌スポンサーとして決定した日の属する月の翌月の1日から当該決定の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、3月1日までに、雑誌スポンサーからの解約の意思表示がない場合は、当該期間は、1年を単位として延長されるものとし、この場合の雑誌スポンサー料は、引き続き第7条によるものとする。

(募集)

第5条 雑誌スポンサーの募集は、市報、ホームページ及び掲示等により行うものとする。

(雑誌の決定)

第6条 雑誌カバーへの広告掲載等を行おうとする事業者等は、図書館が指定する雑誌のうちから希望するものを選択するものとする。ただし、既に雑誌スポンサーが決定している雑誌を選択することはできないものとする。

2 同一の雑誌について雑誌カバーへの広告掲載等の希望が複数ある場合は、広告要綱第6条の規定にかかわらず、申込順により決定するものとする。

(雑誌スポンサー料等)

第7条 雑誌カバーへの広告掲載等に掛かる費用については、次の各号のとおりとする。

- (1) 雑誌スポンサー料は、雑誌1誌当たり年額1万円（うち消費税及び地方消費税 909円）とし、市が発行する納付書により指定する期日までに納付しなければならないものとする。なお、一の雑誌スポンサーが雑誌5誌分をまとめて契約する場合は年額4万円（うち消費税及び地方消費税 3,636円）とし、雑誌10誌分をまとめて契約する場合は年額7万円（うち消費税及び地方消費税 6,363円）とする。ただし、年度途中で雑誌スポンサーを決定した場合の雑誌スポンサー料は、広告掲載等を開始した月から当該年度の3月までの月割りで計算した額（100円未満の端数は切り捨て）とする。
- (2) 雑誌カバーへの広告掲載等を行う雑誌を調達することができなくなった場合は、雑誌スポンサーは、図書館が指定する雑誌のうちから新たに雑誌カバーへの広告掲載等を行うものを選択することができるものとする。
- (3) 休刊、廃刊その他の雑誌スポンサーの責めに帰すことができない理由により雑誌カバーへの広告掲載等を行うことができなくなった場合において、雑誌スポンサーが年度途中の解約を希望する場合は、広告掲載等を取り止めた月から当該年度の3月までの月割りで計算した額（100円未満の端数は切り捨て）を返金するものとする。ただし、雑誌スポンサーの自己都合による解約においては、返金は行わないものとする。
- (4) 雑誌カバーへの広告掲載等に要する一切の費用は、雑誌スポンサーが負担するものとする。ただし、雑誌カバーの購入に要する費用は、市が負担するものとする。

（申込）

第8条 雑誌カバーへの広告掲載等を行おうとする者は、境港市民図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長へ提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) 広告の図案
- (2) 会社の概要を記載した書類（業種等が分かるもの）
- (3) 同意書（様式第2号）

（決定）

第9条 市長は、前条の規定により申込があった広告の可否を、広告要綱第7条に規定する境港市広告審査委員会（以下「広告審査委員会」という。）の審査を経て決定し、境港市民図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第3号）にて該当結果を申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による決定を受けた者は、指定する期日までに、確認書（様式第4号）を提出しなければならない。

（広告掲載等内容の変更）

第10条 雑誌カバーへの広告掲載等の内容（以下「広告掲載等内容」という。）については、年度途中の変更は原則認めない。ただし、やむを得ない理由により広告掲載等内容の変更を希望する場合、雑誌スポンサーは、境港市民図書館広告掲載等内容変更申出書（様式第5号）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申出があった広告掲載等内容の変更の可否を、広告審査委員会の審査を経て決定し、境港市民図書館広告掲載等内容変更決定通知書（様式第6号）にて該当結果を申出者に通知するものとする。

（是正の指示等）

第 11 条 市長は、雑誌スポンサーがこの要綱及び広告要綱の規定に違反したときは、必要な是正を指示し、又は、雑誌カバーへの広告掲載等を中止させるものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 10 日から施行する。ただし、施行前の準備期間として令和 4 年 4 月 15 日より第 5 条の募集及び第 8 条の申込の受付を行うことができる。